

## 《 よくある質問 》

問1 誰でも無償になりますか？保護者の収入によって対象外になりますか？

答1 保育料については、保育所、幼稚園、認定こども園に通う3～5歳児のすべての子どもと0～2歳児で市町村民税非課税世帯の子どもが対象です。

問2 今払っている保育料がすべて無料になるのですか？



答2 保育所や認定こども園の保育所機能を利用する3～5歳児の保育料の中には副食費（おかず・おやつ）が含まれていますが、副食費は家族でもかかる費用なので無償化の対象外となります。よって、今払っている金額がそのままゼロにならず、10月以降に通っている保育所等へ副食費を支払う場合があります。

問3 現在、保育所に通っている2歳の子どもが令和元年11月に3歳になりますが、いつから保育料が無償になりますか？

答3 保育所はクラス年齢のため、翌年の4月から無償化の対象となります。

なお、幼稚園に満3歳で入園する場合は、入園した月から無償化の対象となりますが、幼稚園の預かり保育は翌年の4月から無償化の対象となります。

問4 保育所等で延長保育を利用した場合に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか？

答4 保育所・認定こども園を利用している方については、延長保育を利用した場合の利用料は無償化の対象とはなりません。

問5 無償化の対象になるには、手続きが必要ですか？

答5 現在すでに支給認定（1・2・3号認定）を受けて保育所、幼稚園、認定こども園を利用している子どもの保育料の無償化については、手続きは必要ありません。

支給認定を受けずに私立幼稚園を利用している、預かり保育を利用している、認可外保育施設を利用しているなど、それ以外のサービスの無償化については、手続きが必要です。



問6 3～5歳児クラスに通う1人目の子どもが無償化となった場合、0～2歳児クラスに通う2人目、3人目の子どもの保育料は変更になりますか？

答6 0～2歳児の保育料の多子軽減は、10月以降も変わりません。保育利用（3号認定）の方は、就学前のお子様のうち2人目が半額、3人目は無償です。

問7 認可保育所と認可外保育施設を併用して利用している場合は、両方とも無償化となるのですか？

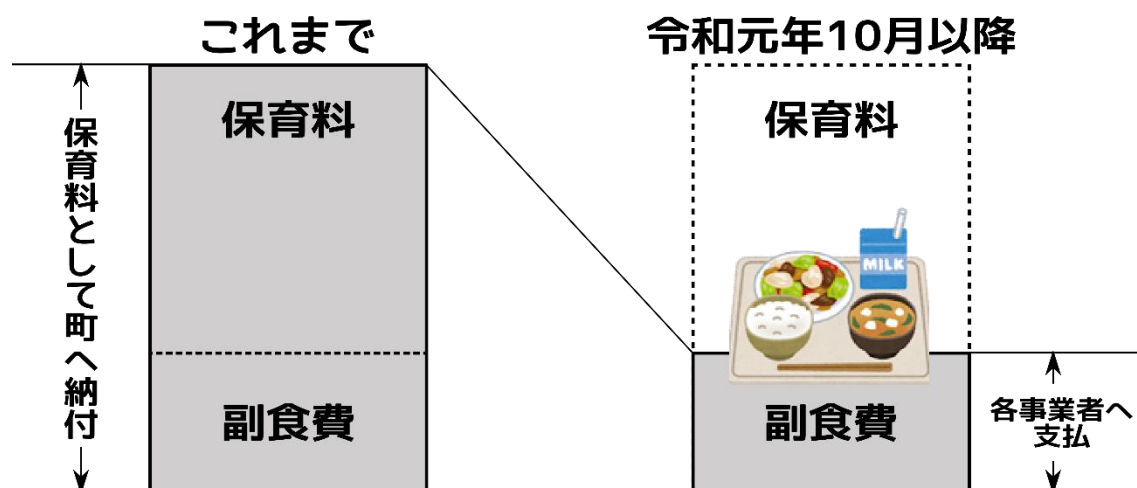
答7 この場合は、認可保育所だけが無償化の対象になります。認可外保育施設が無償化の対象になるのは、認可保育所（小規模保育や認定こども園の保育所機能を含む）に申し込んでも入れない方です。

問8 給食費はどうなりますか？

答8 これまで、保育所や認定こども園の保育所機能を利用する3～5歳児の給食費は、副食費（おかず・おやつ）については保育料の一部として支払い、主食費（ごはん・パン）については、利用者が各自持参していました。副食費は無償化の対象外であることから、今後は利用している施設へ支払うこととなります。



## 保護者負担額のイメージ



給食費は、引き続き保護者の負担となります。

問9 今の保育料が0円なのに副食費がかかることはあるのですか？

答9 生活保護世帯や非課税世帯、兄・姉がいる第3子などで今の保育料が0円の方は副食費の支払が免除されます。

また、負担が増える世帯が生じないように、年収360万円未満相当世帯の方も副食費の支払が免除となるように、制度が拡充されました。

※施設がおかずを提供せずにおやつだけを提供している場合は、副食費の支払免除の対象外のため、保護者がおやつ代を支払うこととなります。



【お問合せ先：藤崎町住民課子育て支援係 TEL88-8184】